23

愛知県

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	事業税	固定資産税	不動産取得税
産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例	H14.3 H19.3 改正 H22.3 改正 H25.3 改正 H28.3 改正 H31.3 改正 R4.3 改正 R7.3 改正	＜航空宇宙関連産業の製造業＞ ○要件 次のいずれにも該当すること ①設備投資額(※)が1億円以上 ※家屋及び償却資産の固定資産取得費用(土地を除く) ②常時雇用する労働者が5人以上 ③原則、家屋取得後6ヶ月以内に事業を開始すること ④事業を開始した日から3ヶ月間の免除対象事業にかかる生産量または売上額が 1/2 以上であること ○対象不動産 〔対象家屋〕 免除対象事業の用に供するために、対象期間中に新築された家屋 〔対象土地〕 対象期間中に取得し、その取得の日から3年以内に対象となる家屋を取得した場合の敷地となる土地	次のいずれかの区域に該当すること ①「アジア№1航空宇宙産業クラスター形成特区」(以下「特区」)の区域 ②特区の区域が所在する市町村の長の申出に基づき、知事が指定した区域	―	―	課税免除
		＜製造業・運輸業等＞ ○要件 次のいずれにも該当すること ①設備投資額(※)が1億円以上 ※家屋及び償却資産の固定資産取得費用(土地を除く) ②常時雇用する労働者が5人以上 ○対象不動産 〔対象家屋〕 事業(対象区域ごとに知事が指定)の用に供するために、対象期間中に新たに取得又は賃借した土地の上に新築された家屋 〔対象土地〕 対象期間中に取得し、その取得の日から3年以内に対象となる家屋を取得した場合の敷地となる土地	市町村長の申出に基づき、知事が指定した区域	―	―	課税軽減 ○中小企業者 不動産取得税額の3/4 に相当する額 ○その他 (大企業等) 不動産取得税額の1/2 に相当する額

〈補助金〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
					補助対象事業等	補助額等	限度額
愛知県21世紀高度先端産業立地補助金	H24.4 H27.4 改正 H29.4 改正 H30.4 改正 R2.4 改正 R3.1 改正 R7.4 改正	高度先端産業に係る工場を新増設等する企業	(1)固定資産取得費用 (土地を除く) ○大企業 50 億円以上 ○中堅・中小企業 2億円以上 (2)雇用要件 新増設に伴い、下記の人数の常用雇用者の増加があること ○大企業 10 人以上 ○中堅・中小企業 5人以上 但し 300 億円を超える投資案件の場合は、300 億円を超える投	○大企業:県内全域 ○中小企業:県と同様の補助制度をもつ市町村	○次の各分野に関わる製品の製造又は研究に取り組む企業であって、製品又は研究内容に高度先端性が認められるもの ア 航空宇宙関連 イ 環境・新エネルギー関連 ウ 情報通信関連 エ 健康長寿関連 オ 先端素材関連 カ ナノテクノロジー関連 キ バイオテクノロジー関連	固定資産取得費用(土地を除く) 大企業: 8%以内、中堅・中小企業: 10%以内、 (既設の工場内の設備を一新する場合は大企業:4%以内、中堅・中小企業: 5%以内) 但し 300 億円を超える投資案件の場合は 300 億	100 億円(投資額が 300 億円以下の場合は 10 億円)

			資額100億円毎に10人の常用雇用者を追加			円を超える額の5%を 10億円に追加	
		高度先端産業に係る研究所を新増設等する企業	(1)固定資産取得費用 （土地を除く） ○大企業 5億円以上 ○中堅・中小企業 2億円以上 (2)雇用要件 要件なし 但し300億円を超える投資案件の場合は、300 億円を超える投資額100億円毎に10人の常用雇用者を追加	県内全域		固定資産取得費用(土地を除く) 大企業:8%以内、中堅・中小企業:10%以内(既設工場内の設備を一新する場合は大企業:4%以内、中堅・中小企業:5%以内) 但し300億円を超える投資案件の場合は 300 億円を超える額の5%を 10億円に追加	100 億円(投資額が300億円以下の場合は10億円)
新あいち創造産業立地補助金 Aタイプ	H24.4 H27.4 改正 H28.4 改正 H29.4 改正 H30.4 改正 R2.4 改正 R3.1 改正 R3.4 改正 R4.4 改正 R6.4 改正 R7.4 改正	20 年以上、県内(新増設等を行う市町村内)に立地する工場等を有する企業で、工場、研究所の新増設等を行う企業	(1)固定資産取得費用 （土地を除く） ○大企業 25億円以上 ○中堅・中小企業 1億円以上 (2) 雇用要件 支援期間中において、下記の常用雇用者を維持すること ○大企業 50人以上 ○中堅・中小企業 25人以上	県と同様の補助制度をもつ市町村	○次の各分野に関わる製品の製造又は研究に取り組む企業 ア 自動車関連 イ 航空宇宙関連 ウ ロボット関連 エ 環境・新エネルギー関連 オ 情報通信寿関連 カ 健康長寿関連 ○愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に定める集積業種に該当する事業を行う企業	固定資産取得費用(土地を除く) 大企業:8%以内 中堅・中小企業:10%以内	10 億円
新あいち創造産業立地補助金 Bタイプ	H24.4 H27.4 改正 H28.4 改正 H29.4 改正 H30.4 改正 R2.4 改正 R3.1 改正 R3.4 改正 R4.4 改正 R6.4 改正 R7.4 改正	製造業・ソフトウェア業に係る工場、研究所の新増設等を行う企業	(1) 固定資産取得費用 （土地を除く） ○大企業 25億円以上 ○中堅・中小企業2,000万円以上 (2)雇用要件 新増設等を行う工場等で下記の常用雇用者の増加があること ○大企業 10人以上 ○中堅・中小企業 5人以上	県内全域	○自動車関連、航空宇宙関連、ロボット関連、環境・新エネルギー関連、情報通信関連、健康長寿関連のうち、下記のいずれかに該当する事業に取り組む企業 ①産業競争力の強化に資すると認められる製品(※1)を製造する工場、研究所 ②産業競争力の強化に資すると認められる製品の基幹(※2)となる部素材を製造する工場、研究所 ※1 新たなマーケットの創出、技術力の向上、高い成長性を見込むと認められる分野の製品 ※2 産業競争力の強化に資する製品に必要な部素材のうち、同製品固有のもの (汎用品は対象外)	固定資産取得費用(土地を除く) 大企業： 8%以内、中堅・中小企業:10%以内(既設の工場等の設備を一新する場合は大企業:4%以内、中堅・中小企業:5%以内)	10 億円
新あいち創造産業立地補助金 Cタイプ	R4.4 R6.4 改正 R7.4 改正	新たにオフィス(シェアオフィス等を含む)を設ける県内に拠点のないソフト系IT企業	○県内に拠点のないこと ○IT 技術者が2名以上常駐すること(3名以上の交代勤務可)	県内全域	○次の各分野の事業を行う企業 ア ソフトウェア業 イ 情報処理・提供サービス業(調査業等は除く) ウ インターネット付随サービス業	○オフィス賃借料、機器リース料、通信回線料、オフィス移転・改修費の50%以内 ○IT 技術者への雇用加算については50万円／人	初年度：1,000 万円 2・3年目：350万円

		県内に拠点を持つソフト系 IT 企業で事業拡大に伴い県内で移転若しくは拠点を増加する企業	○認定申請時の常用雇用者を維持すること ○県内のオフィス面積が30㎡以上増床すること		○次の各分野の事業を行う企業 ア ソフトウェア業 イ 情報処理・提供サービス業（調査業等は除く） ウ インターネット付随サービス業	○オフィス賃借料、機器リース料、通信回線料、オフィス移転･改修費の 30%以内	初年度：700 万円、2 年目：300 万円
		事業拡大に伴い STATION Ai を転出するスタートアップ	○認定申請時の常用雇用者を維持すること		STATION Ai から転出するスタートアップ		

〈融資〉

条例名･制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	融資条件		
					融資対象事業等	融資条件	限度額
パワーアップ資金「地域未来投資」貸付制度	H8.4 H21.4 改正 H22.4 改正 H30.4 改正 R5.4 改正 R6.4 改正 R7.4 改正	中小企業者	地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた中小企業者	地域未来投資促進法に基づく承認を受けた計画地域	地域未来投資促進法に基づく主務大臣又は知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画の実施に必要な事業資金	1年超3年以内　年 1.3%以内 3年超5年以内　年 1.4%以内 5年超7年以内　年 1.5%以内 7年超 10 年以内　年 1.6%以内 10 年超 13 年以内　年 1.7%以内 13 年超 15 年以内　年 1.8 以内 （据置1年以内） ※7年超は設備資金のみ	2.8 億円

〈リース〉

リース主体	適用基準	優遇措置の内容
愛知県企業庁	愛知県企業庁造成の以下の地区に立地する企業 (1)臨海用地 ①衣浦 14 号地 ②御津1区 ③田原1区 (2)中部臨空都市 ①空港島 ②空港対岸部	・貸付期間 10～20 年 ・更新なし ・期間の途中及び満了時において売却可 （中部臨空都市については、売却切替え時に優遇制度有り） ・年間賃貸料 (1)臨海用地　分譲価格×3%＋固定資産税相当額 (2)中部臨空都市 分譲価格×4.2%＋固定資産税相当額 ・保証金 (1)臨海用地　月額賃貸料×12 か月又は 24 か月分(契約終了時に返還) (2)中部臨空都市 月額賃貸料×12 か月分(契約終了時に返還)